令第百十二条第十八項第二号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別並びに戸の位置	
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造	
令第百十二条第十九項及び第二十項の規定が適用される建築物	各階平面図	（略）	令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
	二面以上の断面図	令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	
		給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別	
令第百十四条の規定が適用される建築物	（略）	（略）	
	令第百十四条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十四条第一項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に	

令第百十二条第十三項第二号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別	
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
令第百十二条第十四項及び第十五項の規定が適用される建築物	各階平面図	（略）	令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
	二面以上の断面図	令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	
		給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別	
令第百十四条の規定が適用される建築物	（略）	（略）	
	（新設）		